

**副 本**

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

**第4準備書面**

平成17年11月17日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	谷	田	容	一	
同	白	井	裕	己	
同	船	田	録	平	
同	平	野	浩	視	
被告指定代理人	手	塚	和	男	
同	小	野	崎	忠	
同	吉	江	昌	巳	

同	小野塚	和	康	
同	池田	雅	之	
同	鈴木		充	
同	赤羽	幸	雄	
同	毛部川	直	文	
同	長谷川	浩	庸	

第1 原告ら準備書面3の第1について

- 1 被告は、八ッ場ダム建設事業による栃木県の治水上の利益の不存在をいう原告らの主張（訴状第2の第5項(2)ア、(3))を争っているものであり、その争う理由は被告第1準備書面第3項(2)ア（15～16ページ）、(3)（17～19ページ）に述べたとおりであるが、原告らの主張、求釈明に鑑み、以下補足する。
- 2 河川法63条3項が「著しく利益を受ける場合」としているところの「著しい利益」の解釈は、原告らがいうとおりである（原告ら準備書面3の第1の第3項）が、これを本件八ッ場ダムのような多目的ダムに関していえば、当該ダムの下流沿岸に存する他の都府県の水害発生が防除され、あるいはかんがいその他の利水事業が促進されることなどが著しい利益に当たると解されているところである（原告らが引用する「河川法解説」の当該325～326ページ。乙65）。

3 昭和55年12月19日改定の利根川水系工事実施基本計画(乙63)では、利根川の基準地点である群馬県八斗島における基本高水のピーク流量を22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ とし、このうち上流のダム群により6,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ を調節して、河道への配分流量を16,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ とすることが、「河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項」として定められている(乙63の本文6ページ)。

八ッ場ダムは、「上流のダム群」の一つとして、上記6,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水調節の一翼を担うものとされているところ、利根川の想定氾濫区域には、上記八斗島地点の下流域である栃木県の足利市、佐野市、藤岡町の各一部の区域が含まれている(乙64)のであるから、八ッ場ダムの建設は、同県内の上記区域における洪水被害の軽減に寄与するものとして計画されているものである。これが、八ッ場ダムの建設により栃木県が著しく利益を受けるものとし、その受益の限度において、河川法60条1項により群馬県が負担すべき費用の一部を栃木県に負担させるべきであるとの、同法63条1項による国土交通大臣の判断を、同県が是認している理由である。

4 八ッ場ダム建設事業に要する費用の概算額は約4,600億円で、そのうち、河川法59条、60条1項及び63条1項による国及び関係都県の負担額(特定多目的ダム法8条の規定により、同法7条1項によるダム使用権設定予定者の負担額を控除したところの、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る治水費用)は1,000分の546、上記ダム使用権設定予定者の負担額(利水費用)は1,000分の454とされている(乙35の11~12ページ)。

したがって、河川法60条1項により地元の群馬県が負担すべき額は、1,000分の546の10分の3となる(同項、河川法施行令36条の2)が、国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設により栃木県が前記のとおり著しく利益を受けることにつき、その受益の限度における河川法63条1項による費用負担として、上記群馬県が負担すべき額の1,000分の13.8を栃木県の負担

と定めている（乙41）。これによって、ハッ場ダム建設事業に係る栃木県の治水費用負担の総額は、約10億円（ $4,600 \times 546 / 1,000 \times 3 / 10 \times 13.8 / 1,000$ ）となるものである。

なお、上記約10億円は、被告が既に繰り返し認めている金額であり（被告第1準備書面第1項(4)イ（6ページ）、第2項(3)イの①（9ページ））、原告らが「9億円」に拘るのは理解に苦しむところである。

5 上記栃木県の費用負担についての河川法63条2項による意見照会及びこれに対する回答の経過は、被告第3準備書面第3の第3項(3)（9ページ）に述べたとおりであり、被告は、国土交通大臣の意見照会（乙39）に対し、栃木県の区域の一部が前記のとおり想定氾濫区域に含まれていることから、ハッ場ダムの建設により同県が著しく利益を受けるとの同大臣の判断は是認すべきであり、その示された費用負担につき特に異を唱える理由はないと判断して、異議のない旨の回答（乙40）をしたものである。

6 ところで、ある都府県が河川法63条1項にいう著しい利益を受けるかどうか、これを受けるとした場合に、その受益の限度におけるものとしてどの程度の費用負担をさせるかを判断し、決定する権限は、国土交通大臣にある。国土交通大臣は、上記費用負担をさせようとするときは、あらかじめ、当該都府県知事の意見をきかなければならないとされている（河川法63条2項）が、その意見に法的に拘束されるものではない。

したがって、被告が、前記のとおり異議のない旨の回答をなし、また、その後においても国土交通大臣による当該負担金の賦課に異を唱えていないことは、法律上、当該負担金の支出に関する財務会計上の行為に当たらないことはもとより、その原因にもならないものである。

原告らは、栃木県が国土交通大臣の意見に従ってその費用負担に応じているとし、その「受益の限度」が「9億円」であることの根拠を明らかにするよう求めているが、これは河川法59条、60条1項、63条1項、2項を正解し

ない的外れの主張、求釈明である。約10億円という前記金額は、ハッ場ダムの建設に要する費用の概算額をもとに、国土交通大臣の決定に係る栃木県の費用負担を試算した結果であって、栃木県が当該費用負担の意思決定をしているというようなものではない。

## 第2 原告ら準備書面3の第2について

- 1 思川開発事業に関しても、被告は、治水上の利益の不存在をいう原告らの主張（訴状第2の第5項(2)イ）を争っているものであり、その争う理由は被告第1準備書面第3項(2)イ（16～17ページ）に述べたとおりであるが、原告らの主張、求釈明に鑑み、以下補足する。
- 2 思川開発事業は、洪水調節（ダム建設地点の計画高水流量130m<sup>3</sup>/秒のうち125m<sup>3</sup>/秒の洪水調節を行うこと。）、流水の正常な機能の維持及び新規利水を目的とするものであり、これによって栃木県が受ける治水上の利益（水資源機構法施行令22条1項）は、南摩ダム下流の思川沿川地域の洪水被害の軽減並びに黒川、南摩川及び思川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進並びに思川筋の異常渇水時の緊急水の補給である（乙1の1ページ）。
- 3 思川開発事業に要する費用の概算額は約1,850億円で、そのうち、水資源機構法21条1項（公団法26条1項）による国の水資源機構に対する交付額（洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る治水費用）は、1,000分の744.9とされている（乙1の4ページ）。

思川開発事業により治水上の利益を受ける都県は、上記国の交付額の一部を負担しなければならないものであり（水資源機構法21条3項、同法施行令22条1項（公団法26条3項、同法施行令16条1項））、これに該当する都県が2以上である思川開発事業に関しては、各都県は、上記国の交付額のうち、国土交通大臣が当該都県の受ける治水上の利益を勘案して定める割合（以下「個別負担割合」という。）の10分の3を負担させられることとなる（水資源機構法施行令22条2項2号、3項（公団法施行令16条2項2号、3項））。

国土交通大臣は、栃木県が受ける前記治水上の利益を勘案して定める個別負担割合として、これを1,000分の314と定めている(乙33)。これによって、思川開発事業に係る栃木県の治水費用負担の総額は、約130億円(1,850×744.9/1,000×314/1,000×3/10)となるものである。

4 上記栃木県の費用負担についての水資源機構法施行令22条2項2号(公団法施行令16条2項2号)による意見照会及びこれに対する回答の経過は、被告第3準備書面第3の第1項(3)(7ページ)に述べたとおりであり、被告は、国土交通大臣の意見照会(乙31)に対し、栃木県が思川開発事業により前記のとおり治水上の利益を受けることは明らかであり、その示された個別負担割合について特に異を唱える理由はないと判断して、異存のない旨の回答(乙32)をしたものである。

5 ところで、水資源機構法21条3項(公団法26条3項)による費用負担についても、ある都道府県が水資源機構法施行令22条1項(公団法施行令16条1項)に規定する治水上の利益を受けるかどうか、その利益を2以上の都道府県が受ける場合に個別負担割合をどのように定めるかを判断し、決定する権限は、国土交通大臣にある。国土交通大臣は、個別負担割合を定めるについては、当該都道府県知事の意見をきかなければならないとされている(水資源機構法施行令22条2項2号(公団法16条2項2号))が、その意見に法的に拘束されるものではない。

したがって、被告が、前記のとおり異存のない旨の回答をなし、また、その後においても国土交通大臣による当該負担金の賦課に異を唱えていないことは、法律上、当該負担金の支出に関する財務会計上の行為に当たらないことはもとより、その原因にもならないものである。

原告らは、ここでも、栃木県が130億円の費用負担に応じているとし、その負担額についてどのような検討を行ったのかを明らかにするよう求めている

が、これまた水資源機構法 21 条 1 項、3 項、水資源機構法施行令 22 条 1 項、2 項 2 号、3 項（公団法 26 条 1 項、3 項、公団法施行令 16 条 1 項、2 項 2 号、3 項）を正解しない的外れの主張、求釈明である。この約 130 億円という金額も、思川開発事業に要する費用の概算額をもとに、国土交通大臣の決定に係る個別負担割合による栃木県の費用負担を試算した結果であって、栃木県が当該費用負担の意思決定をしているというようなものではない。

### 第 3 原告ら準備書面 3 の第 3 について

- 1 湯西川ダム建設事業に関しても、被告は、治水上の利益の不存在をいう原告らの主張（訴状第 2 の第 5 項(2)ウ）を争っているものであり、その争う理由は被告第 1 準備書面第 3 項(2)ウ（17 ページ）に述べたとおりであるが、原告らの主張、求釈明に鑑み、以下補足する。
- 2 湯西川ダム建設事業は、洪水調節（ダム建設地点の計画高水流量 850 m<sup>3</sup>/秒のうち 810 m<sup>3</sup>/秒の洪水調節を行うこと。）、流水の正常な機能の維持、かんがい及び利水を目的とするものであり、これによって栃木県が受ける治水上の利益は、鬼怒川の洪水被害の軽減並びに五十里ダム下流及び鬼怒川沿岸の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進並びに田川沿岸の農地に対するかんがい用水の補給である（乙 34 の 1 ページ）。
- 3 湯西川ダム建設事業に要する費用の概算額は約 1,840 億円で、そのうち、河川法 59 条、60 条 1 項及び 63 条 1 項による国及び関係県の負担額（特定多目的ダム法 8 条の規定により、同法 7 条 1 項によるダム使用権設定予定者の負担額を控除したところの、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る治水費用）は 1,000 分の 650（このうち、特定多目的ダム法 10 条 1 項のかんがいに係る負担は 1,000 分の 28）、上記ダム使用権設定予定者の負担額（利水費用）は 1,000 分の 350 とされている（乙 34 の 8～9 ページ）。

したがって、河川法 60 条 1 項により地元の栃木県が負担すべき額は、①かんがいに係る負担を除く治水負担としての、1,000 分の 622（650 -

28) の10分の3 (同項、河川法施行令36条の2) と、②かんがいに係る負担の治水分としての、1,000分の28の10分の9 (特定多目的ダム法10条1項、同法施行令12条による受益者負担10分の1を控除したもの) の10分の3との合計となるが、国土交通大臣は、湯西川ダム建設事業により茨城県及び千葉県が著しく利益を受けるものとして、河川法63条1項により、上記①の治水負担として栃木県が負担すべき額の1,000分の745.6を茨城県及び千葉県の負担と定めている (したがって、これを除いた栃木県の負担割合は1,000分の254.4)。これによって、湯西川ダム建設事業に係る栃木県の治水費用負担の総額は、約101億円 ( $1,840 \times 622 / 1,000 \times 3 / 10 \times 254.4 / 1,000 + 1,840 \times 28 / 1,000 \times 9 / 10 \times 3 / 10$ ) となるものである。

4 上記栃木県の費用負担については、国土交通大臣による栃木県の負担割合の決定というものはなされておらず、被告への意見照会もない。河川法60条1項による地元都府県の負担割合は、同項、河川法施行令36条の2で定まっており、同法63条1項による他の都府県の負担割合が国土交通大臣によって定められれば、自ずから地元都府県の実際の負担割合も定まるという仕組みになっているのである。

したがって、治水費用負担の根拠という観点から、湯西川ダムによって栃木県がどのような治水上の利益を受けるかとか、負担額につきどのような検討を行ったのか等と問うことは、意味がないものである。

また、原告らの主張、求釈明が河川法及び同法施行令の関係条項を正解しない的外れのものであること、約101億円という金額が、湯西川ダム建設事業に要する費用の概算額をもとに栃木県の費用負担を試算した結果であって、栃木県が当該費用負担の意思決定をしているというようなものでないことは、前記第1の第6項及び第2の第5項に述べたところと同様である。

第4 原告ら準備書面3の第4について

1 思川開発事業に関し、被告は、その利水上の利益の不存在をいう原告らの主張（訴状第2の第5項(1)）を争っているものであり、その争う理由は被告第1準備書面第3項(1)（10～15ページ）に述べたとおりである。

また、被告は、被告第2準備書面第1、2項で、原告らのいう「水源確保権」と水資源機構法25条1項による費用負担とが対価関係に立たないことを指摘し、同準備書面第3項で、栃木県が思川開発事業の利水に参加している理由を述べた。水資源機構が行う水資源開発施設の新築等の事業への参加の法的意義、その参加と水資源機構が行う事業との関わり、費用負担義務の発生原因、参加者の権利等についても、被告第3準備書面第6の第3項(2)（22～24ページ）、第5項(3)（30～31ページ）に詳しく述べたところである。

2 しかるに、原告らは、上記参加の理由等や「対価」の妥当性につき、原告ら準備書面1の第1の第2項の求釈明に重ねての求釈明をなし（原告ら準備書面3の第4の第2項(1)～(3)）、更には、原告らの本件請求とどのような関わりを持つのかも全く不分明な事項についての求釈明を行っている（同(4)）のである。

原告らは、被告第3準備書面第6の第4項(1)、(6)、(8)（27～29ページ）の求釈明事項についての原告らの主張を明らかにされ、それも含めた請求原因と被告のこれまでの反論等とを精査、対比された上で、被告の反論等のどこがどのように不分明であるかを具体的に指摘した求釈明をされたい。

3 なお、思川開発事業に係る栃木県の利水負担の見込額につき補足するに、同事業に要する費用の概算額は約1,850億円で、そのうち栃木県の利水（水道用水）負担は1,000分の69.7とされている（乙1の4ページ）が、水資源機構法35条、同法施行令53条1項、30条5項により、国の水資源機構に対する補助金に見合う分として3分の1が控除されるものであり、栃木県の負担見込額は、約86億円（ $1,850 \times 69.7 / 1,000 \times 2 / 3$ ）となるものである。